東京大学キッチンカー運営業務委託に係る公募の公示

国立大学法人東京大学(以下「本学」という。)は、本郷地区キャンパス、駒場Ⅰキャンパス、駒場Ⅱキャンパス、白金台キャンパス、及び目白台インターナショナルビレッジの各エリアのキッチンカーについて、委託業者を公募します。

本業務の受託を希望する事業者は、下記の事項に留意の上、提案書等を提出願います。

記

1. 募集する業務の概要

(1) 業務名

東京大学キッチンカー運営業務委託

(2) 目的

本学の本郷、駒場Ⅰ、駒場Ⅱ、白金台、及び目白台の各エリアにおいて本学が定める仕様書に基づきキッチンカー(移動販売車のうち、食品等の調理を目的とした設備を備える車両をいう。)を運営し、本学の学生・教職員への福利厚生又は教育研究支援の充実を図ることを目的とする。

(3) 業務委託契約期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで(5 年間)

2. 営業場所

(1) 本郷地区キャンパス⇒6 箇所

所在地:東京都文京区本郷 7-3-1 他

・大学病院管理研究棟前
・学生支援センター前
・工学部8号館前
・本部棟前
・経済学研究科棟前
・農学部 3 号館前

(2) 駒場Ⅰキャンパス⇒2 箇所

所在地:東京都目黒区駒場 3-8-1

・21KOMCEE East 前

(3) 駒場Ⅱキャンパス⇒3 箇所

所在地:東京都目黒区駒場 4-6-1 他

・13 号館-14 号館の間

※1 箇所のみ、カフェカー(コーヒーを主とした飲料販売を行うキッチンカーをいう。)とする。

(4) 白金台キャンパス⇒2 箇所

所在地:東京都港区白金台 4-6-1

・2 号館前駐車場

(5) 目白台インターナショナルビレッジ⇒1 箇所
所在地：東京都文京区目白台 3-28−6
・目白台インターナショナルビレッジ前

3. 応募資格

本業務の受託に提案することができる事業者は、以下の条件を全て満たす者とする。

(1)国の競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者。
（令和 8 年度に関東・甲信越地域の「物品の販売」又は「役務の提供等」の A、B またはC等級に格付けされている者であること。）
(2)キッチンカーの運営業務について通算して 3 年以上の実績を有し，現在も継続中であること。
(3)東京大学契約事務取扱規程第 2 条及び第 3 条の規定に該当しない者。
(4)本学財務部長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及びその構成員、準構成員並びにその関係者、警察当局から排除要請のある者でないこと。
(6)申し込み業種について、申込日から過去１年以内に行政処分を受けた者でないこと。
(7)銀行取引停止処分を受けていない者であること。
(8)国税、地方税等を滞納している者でないこと。
(9)全店舗が食品衛生責任者の資格を有する者であること。

4. 公募要項等の依頼方法・配布期間

公募要項は事業者からの依頼に基づき、原則、依頼日の翌営業日までに E-mail にて送付する。なお、依頼に当たっては、企画提案書等の提出期限から逆算し、余裕を持った日程で依頼すること。

(1) 配布期間：令和 8 年 11 月 11 日（水）午前 9 時～令和 8 年 12 月 17 日(木)午後 5 時
（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで）
(2) 依頼方法：
件名 「東京大学キッチンカー運営業務委託に係る公募要項配布依頼」
本文 「会社名、会社所在地、担当者（所属、役職、氏名）、連絡先（電話番号、E-mail）」を記入のうえ、下記「9. 問合せ先」へ Email にて依頼すること。

5. 企画提案書等の提出期限

令和 8 年 12 月 17 日（木） 午後 5 時【必着】

6. 選定結果の通知

令和 9 年 1 月下旬 通知予定

7. 提案書の無効

次のいずれかに該当する提案書は無効とする。

(1)公募要項および仕様書に記載の要求事項を満たさない提案書
(2)虚偽の記載のある提案書
(3)評価の公平性に影響を与える行為があったと認められる者の提出した提案書
(4)文字や金額が不明瞭で判読できない提案書
(5)鉛筆、その他容易に消去可能な筆記具を使用して記載した提案書
(6)担当者所属・氏名・電話番号・メールアドレスの記載がない提案書
(7)提出期限後に提出された提案書
(8)その他、手続に違反すると認められた者の提出した提案書

8.　選定方法

本学選定委員会において、本学が定める「参考資料 1 仕様書」に基づき、必須要件を満たした応募者の中から業務の取組方法等の企画提案内容を総合的に審査の上、最も評価の高い１者を委託業者として選定する。

9.　その他

(1)応募者は、本学がヒアリング等を求めた際には、これに応じること。
(2)提出書類については、提出後の追加、変更、差替は認めない。
(3)受領した提出書類は、理由を問わず返却しない。
(4)企画提案書等の作成等に関する費用は、応募者の負担とする。

10. 問合せ先

国立大学法人東京大学　資産活用推進部　資産活用課　（担当:高山）
E-mail:　shisankatsuyou.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp
（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）

令和 8 年 11 月 11 日

国立大学法人東京大学 資産活用推進部資産活用課